

障害学生支援規程

施行 令和2年3月5日

改正 令和8年4月9日

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部における障害学生支援に関する基本方針に即して障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 大学各学部長及び短期大学部各学科長は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援を実施しなければならない。

第5条 教職員は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮を提供しなければならない。

(学生支援室)

第6条 支援が必要な個別の事案に対応するため、ダイバーシティ推進委員会のもとに学生支援室を設置する。

2 学生支援室の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 学生部長
- (2) 学長が指名する有識者 若干名
- (3) 学生課長
- (4) 保健室
- (5) その他

3 構成員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(学生支援室の業務)

第7条 学生支援室は、以下の業務を行う。

- (1) 個別支援や学内環境の拡充を求める支援対象者の立場に寄り沿った支援ニーズの聞き取り
- (2) 合理的配慮に関する支援対象者と大学との合意形成のための対話の促進
- (3) 合意された合理的配慮に基づく支援対象者への個別支援の実施および関係者への情報提供

(合理的配慮提供の手順)

第8条 障害学生に対する支援のうち、合理的配慮提供の手順については別に定める。

(支援の申し出)

第9条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第10条 支援の申し出は、学生課が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、学生支援室に報告しなければならない。

(合理的配慮案の策定)

第11条 学生支援室は、学生の合理的配慮の申請に対し、そのニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、合理的配慮案を策定する。

(合意の形成)

第12条 合理的配慮は当該学生の意向を尊重し、合意を得て決定する。大学・短期大学部は、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、提供する合理的配慮の内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(合理的配慮の提供)

第13条 合理的配慮は、障害のある学生が所属する部局（学部等）が、主たる責任を持って実施する。

第14条 学生支援室は、合理的配慮が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。

第15条 学生支援室は、合理的配慮の提供にあたって、関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行なう。

(相談対応)

第16条 学生支援室は、合理的配慮や具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障害学生及び関係教職員からの相談に的確に応じ、課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第17条 合理的配慮や具体的支援に係る事務は、学生課において処理する。

(秘密保持義務)

第18条 障害学生支援に従事する者又は合理的配慮や具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、ダイバーシティ推進委員会が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。